

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特記事項	

評価実施機関名

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日

- ※ **緑枠** の箇所が電子申請システムに関する記入箇所です。
- ※ 空欄のほか、電子申請システムに関して記入済みの欄についても、評価対象事務に関して記入してください。
- ※ 評価書の作成にあたっては、本記載例のほか、個人情報保護委員会が提供する以下の資料を確認してください。
- ・「特定個人情報保護評価指針」
 - ・「特定個人情報保護評価指針の解説」
 - ・評価書の記載要領
 - ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」等
- ※ 評価対象事務での措置の内容を記載する場合において、具体的な措置の内容が記載できる場合は記載してください。

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	
②事務の内容 ※	
③対象人数	[<選択肢>] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	電子申請システム
②システムの機能	(1)申請機能(市民等向け) ・市民等が、行政手続等を検索して、オンラインで届出・申請できる機能 (2)申請受付・通知機能(職員向け) ・市民等が(1)の機能で申請した申請情報を取得する機能 ・市民等に対して申請に対する通知等を行う機能 (3)申請フォーム作成機能(職員向け) ・(1)で市民等が届出・申請するための申請フォームを作成する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （ ）

システム2～5
システム6～10
システム11～15
システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性		
②実現が期待されるメリット		
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠		
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署		
②所属長の役職名		
8. 他の評価実施機関		

(別添1) 事務の内容

--

(備考)

--

事務における電子申請システムの利用部分が分かるように記載すること。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		
	その必要性	
④記録される項目	[]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		
⑥事務担当部署		

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人
	☐ 評価実施機関内の他部署 ()
	☐ 行政機関・独立行政法人等 ()
	☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
	☐ 民間事業者 ()
	☐ その他 ()

②入手方法	☐ 紙	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	☐ フラッシュメモリ
	☐ 電子メール	☐ 専用線	☐ 庁内連携システム
	☐ 情報提供ネットワークシステム		
	☒ その他 (電子申請システム)		

③入手の時期・頻度	
-----------	--

④入手に係る妥当性	
-----------	--

⑤本人への明示	
---------	--

⑥使用目的 ※	
	変更の妥当性

⑦使用の主体	使用部署 ※	
	使用者数	[] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	
	情報の突合 ※
	情報の統計分析 ※
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※

⑨使用開始日	
--------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[] () 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
---------	--	------------------------------

委託事項1	
-------	--

①委託内容	
-------	--

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	選択肢 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
------------------------	--

対象となる本人の数	[]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-----------	-----	--

対象となる本人の 範囲 ※	
------------------	--

その妥当性	
-------	--

③委託先における取扱者数	[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	-----	---

④委託先への特定個人情報
ファイルの提供方法

[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

[] フラッシュメモ
リ [] 紙

[] その他 ()

⑤委託先名の確認方法	
------------	--

⑥委託先名	
-------	--

再委託の有無	再委託の有無 ※ [] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
--------	--

再委託	⑧再委託の許諾方法	

⑨再委託事項	
--------	--

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<電子申請システムにおける措置> 電子申請システム上の特定個人情報とは、サービス提供者が契約するクラウドサービス上に保管される。
②保管期間	期間	[] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	
③消去方法		<電子申請システムにおける措置> データが必要なくなった段階で、名古屋市中からサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、該当データの消去を依頼する。 サービス提供者が該当データの消去後、名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 なお、電子申請システムを引き続き利用する場合を除き、契約期間満了時には、名古屋市はサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、サービス提供事業者は、電子申請システムの名古屋市専用領域のデータを消去する。 名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜電子申請システムにおける措置＞ 手続ごとに必要な申請項目を設定する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜電子申請システムにおける措置＞ 手続ごとに必要な申請項目を設定する。	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜電子申請システムにおける措置＞ 手続ごとに必要な申請項目を設定する。	
リスクへの対策は十分か	〔 〕	＜選取肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置 の内容	＜電子申請システムにおける措置＞ ①申請者本人の個人番号を取得する場合には、番号利用法に基づく本人確認の措置を実施する。 ②申請者本人の個人番号を取得しない場合には、手続の特性に応じた手法で本人確認を実施する。
-----------------------------	--

個人番号の真正性確認の措置の内容	
------------------	--

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜電子申請システムにおける措置＞ ①手続ごとに必要な申請項目を設定する。 ②入力規則を設けるなど不正確な情報が入力されないようにする。
--------------------	--

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 課題が残されている 3) 十分にあり、改善の余地はない 4) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	＜電子申請システムにおける措置＞ アクセス制御や暗号化を実施する。	
リスクへの対策は十分か	1) 特に入力している 3) 課題が残されている 2) 十分である	

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容 <電子申請システムにおける措置> ①活用するクラウドサービス基盤は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」がセキュリティクラウド認証等として掲げるISO/IEC27017、米国FedRAMP、AICPASOC2/SOC3等に対応しており、そのデータセンターへのアクセスを厳密に統制している。 ②スタッフへの権限の付与及び最低2回以上の2要素認証によるデータセンターのフロアへのアクセス制限を始め、監視カメラや侵入検知システムなどの手段による厳重な管理が行われている。		
⑥技術的対策	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容 <電子申請システムにおける措置> ①仮想サーバーの操作を行うことが可能なコンソール(マネジメントコンソール)へのアクセスは、ID・パスワードによる認証とTOTP(Time-Based One-Time Password)による二段階認証を強制する対策を実施している。 ②操作についてはクラウドサービス基盤の機能を活用することで、操作に関するログを取得し、当該設備のリソースに対する操作者及び操作を特定できる対策を実施している。 ③セキュリティ対策のためのシステムを導入し、アクセス制限、不正アクセスの検知及び防御を行っている。 ④ウイルスやマルウェア等への対策としてOS、ミドルウェア等を定期的に最新バージョンにアップデートしている。		
⑦バックアップ	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容		
	再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 特定個人情報が高い情報そのまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<電子申請システムにおける措置> 市民等は申請ごとに申請情報を入力するため、リスクは発生しない。
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<電子申請システムにおける措置> データが不要になった段階で、名古屋市からサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、該当データの消去を依頼する。 サービス提供者が該当データの消去後、名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 なお、電子申請システムを引き続き利用する場合を除き、契約期間満了時には、名古屋市はサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、サービス提供事業者は、電子申請システムの名古屋市専用領域のデータを消去する。 名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

具体的なチェック方法

＜電子申請システムにおける措置＞

サービス提供業者において、定期的に自己点検を実施する。

②監査

[]

＜選抜肢＞

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

具体的な内容

＜電子申請システムにおける措置＞

定期的に外部監査を実施するサービスを利用している。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[]

<選択肢>

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

具体的な方法

＜電子申請システムにおける措置＞

① サービス提供者等に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。

3. その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	
②請求方法	
特記事項	
③手数料等	[] （手数料額、納付方 法： ） ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	
②対応方法	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[<選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]